子ども・子育て支援新制度に係る市の認可権限と確認制度の関係について

27年度からスタートした新制度では、(1)のうち幼保連携型認定こども園の認可・認定権限が中核市に、また、(2)の家庭的保育等4事業の認可が市町村になり、設備運営基準を定めたほか、新たに、給付対象施設・事業とするための事業所の「確認」制度が創設され、市町村業務となった。この確認により、給付対象となった施設、事業は(1)特定教育・保育施設、(2)特定地域型事業として取り扱われる。

区分	施設・	事業		認可			定 も園のみ)	確 (①給付き 認と②指	対象の確		確認後 (特定)
			根拠法	~26年度	新制度	~26年度	新制度	~26年度	新制度		
		幼保連携型	認定こども園法	福島県	いわき市	福島県	いわき市				
(1)	幼稚園型		認定こども園法	福島県	福島県	福島県	福島県	運営基 準等を確		-1	
施設	認定こども園	保育所型	+幼稚園部分: 学校教育法 保育所部分:	いわき市	いわき市	福島県	福島県	認し、給 付の対			(1) 特定教
(1)施設型給付		地方裁量型		なし	なし	福島県	福島県	象とする こと…①			育·保育 施設
1ন	幼稚	賣	学校教育法	福島県	福島県	_	_	はこれま での制度	いわき市		
	保育	所	児童福祉法	いわき市	いわき市	_	_	ではな かったが、			
(2)	家庭的	保育	児童福祉法	いわき市 実施なし	いわき市	_	_	②指導 監督は、		-	
域型	小規模	保育	児童福祉法	なし	いわき市	_	_	それぞれ の認可		5/	(2) 特定地域
(2)地域型保育給付	居宅訪問	型保育	児童福祉法	なし	いわき市			主体が 実施			型保育事業
村	事業所内	内保育	児童福祉法	なし	いわき市	_	_				

●認定こども園の諸類型と主な基準等について(対象となる子どもは0~5歳)

	国の品類主と主な基準等に りいく (人) 幼保連携型	対象となる」ともはり・3/成/			地方裁量型					
法的性格	学校かつ	認可幼稚園(学校)	認可保育所(児童福祉	施設)	幼稚園機能					
	児童福祉施設	+保育所機能	+ 幼稚園機能		+保育所機能					
認可権者	いわき市	福島県	いわき市		_					
認定権者	いわき市	福島県	福島県		福島県					
教育・保	保育教諭	【満3歳以上】								
育に携わ	(幼稚園教諭&保育士)	→幼稚園教諭 or 保育士			1	1				
る職員		【満3歳未満】		●教育・保育に携わる有資格者						
		 →保育士	0	■の配置基準はいずれの類型も、■						
経過	有:いずれか一方の資格あれば○	無		【0歳】	3:1					
措置	(~31 年度)				歳】6:1					
給食	・2、3号子どもに対する食事の抗	是供義務あり(1号は提供義務	なし)	【3歳】	20:1					
11120	→3~5歳:自園調理(外部搬)	•		[4·5]	歳】30:1					
	>0~2歲:自園調理(外部搬力	•				•				
例外	有:食事提供人数が計 20 人未満→	・調理設備があれば○	無							
措置	(この場合でも未満児は自園調理)									
開園日・	11 時間開園、土曜日開園が原則	月園、土曜日開園が原則 地域の実情に応じて設定 11 時間開園、土曜日開園が 地域の実情								
開園時間	(弾力運用可(ただし減算あり))		原則(弾力運用可(たっ							
			算あり))							

●地域型保育事業の諸類型と主な基準等について(対象となる子どもは0~2歳児)

	家庭的保育	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
利用定員上限	5人以下	19 人以下(C型にあっては原則 10 人	・保育所型 20 人以上	1人
		以下)	・小規模型 19 人以下	
職員数	3:1	A型 【O歳】 3:1	●20 人以上	1:1
	(家庭的保育補助	B型 【1~2歳】 6:1	【0歳】3:1	
	者を置く場合は	上記に加え+1人	【1~2歳】6:1	
	5:2)	┃C型┃家庭的保育と同じ	●19 人以下	
			小規模保育A型・B型と同じ	
職員資格	家庭的保育者	A型 保育士	●20 人以上…保育士	・家庭的保育者
	(+家庭的保育補	B型 半数以上保育士(※)	┃●19 人以下…半数以上保育士(※)	
	助者)	┃C型┃家庭的保育者		
保育室等	3.3 ㎡/人以上	A型 【0、1歳】3.3 ㎡/人以上	●20 人以上	_
		┃B型 ┃【2歳】1.98 ㎡/人以上	【 0 、 1 歳】乳児室:1.65 ㎡/人以上、	
			ほふく室:3.3 m²/人以上(既存施設か	
		C型 3.3 m以上/人以上	らの移行の場合のみ)	
			【2歳児】1.98 ㎡/人以上	
			●19 人以下	
\			小規模保育A、B型と同じ	
連携施設	要	要(同左)	●20 人以上 左①の機能のみ要	
の設定	①3歳以降の受け		●19 人以下 左①~③すべて要	
(経過措置あ				
9)	②集団保育			
//A A	③代替保育			
給食	・自園調理(連携施	:設からの搬入可) ・調理設備 ・調理	員	

資料1-1

	/フン)における催保万策に係る新規認可	「施設・事業の実績・予定について(29年月	度第3回分科芸賞料を時点修止 * 編果)	
中区 平成27年度認可	平成28年度認可	平成29年度認可	平成30年度認可(見込み)	平成31年度認可(見込み)
 ・地域型保育事業 A型(2) ※認可済み ト ひなた保育園 (0歳:3人、1・2歳:12人 計15人) ト 子供の部屋保育園 (0歳:3人、1・2歳:12人 計15人) 	 ・事業所内保育事業(1) ※認可済み ト はなまる保育園 (0歳:1人、1・2歳:2人 計3人) ※地域枠 ●小規模保育事業A型(子供の部屋保育園) 定員変更(15人⇒19人) (0歳:6人(+3人)、1・2歳:13人(+1人) 計19人) 	○認定ごとも図 ・幼保連携型(1)※29.4.1認可済み	・幼保連携型(3) ➤ 平幼稚園 (0歳:6人、1・2歳:24人、3歳(1・2号):20人、4歳(1・2号):20人、5歳(1・2号):20人計90人) ➤ 神谷ごども園(神谷幼稚園) (0歳:3人、1・2歳:15人、3歳(1・2号):36人、4歳(1・2号):38人 計130人) ➤ 九品寺ごども園(九品寺附属幼稚園) (0歳:9人、1・2歳:36人、3歳(1・2号):60人、5歳(1・2号):60人、1・2歳:36人、3歳(1・2号):60人、4歳(1・2号):60人、1・2歳(1・2号):60人、5歳(1・2号):60人、1・2号):60人、1・2号(1・2号):60人、1・2号(1・2号):60人、1・2号(1・2号):60人、1・2号(1・2号):60人、1・2号(1・2号):60人、1・2号(1・2号):60人、1・2号(1・2号):60人、1・2号(1・2号):60人、1・2号(1・2号):60人、1・2号(1・2号):60人、1・2号(1・2号):60人、1・2号(1・2号):60人、1・2号(1・2号):60人、1・2号(1・2号):60人 計225人)	 ○認定こども園 ・幼保連携型(1) ○地域型保育事業 ・小規模保育事業(1)
j. Ž	 ○地域型保育事業 ・家庭的保育事業(1) ※認可済み ➤ ベビーハウスわたなべ (0歳:2人 1・2歳:3人 計5人) ・事業所内保育事業(1) ※認可済み ➤ パライソエンジェル保育園 (0歳:2人 1・2歳:3人 計5人) ※地域枠を掲載(全体では19人) ・小規模保育事業(1) ※認可済み ➤ くるみ保育園 (0歳:6人 1・2歳:13人 計19人) 		・効保連携型(1) → わかぎ幼稚園 (0歳:6人、1・2歳:36人、3歳(1・2号):30人、4歳(1・2号):30人、5歳(1・2号):30人 計132人) ・幼稚園型(1)※年度中予定 ○地域型保育事業 ・小規模保育事業 A型(1) → アカシヤ保育園 (0歳:6人 1・2歳:13人 計19人)	○ 地域型保育事業 ・小規模保育事業 (1)
勿 來 · 田 人		 ○認定こども園 ・幼稚園型(1)※29.8.1認定済み(県権限) 」 なこそ幼稚園(勿来幼稚園) (0歳:3人、1・2歳:30人、3歳(1・2号):60人、4歳(1・2号):90人、5歳(1・2号):90人、5歳(1・2号):90人 計273人) 	○ 地域型保育事業 ・小規模保育事業(1) ※年度中予定	○認定こども園・幼保連携型(2)
 ○地域型保育事業 ・事業所内保育事業(1)※認可済み かしまや保育園 (0歳:8人 1・2歳:12人 計20人) ※地域枠を掲載(全体では90人) 			○地域型保育事業・小規模保育事業A型(1)たねまき保育園(0歳:3人 1・2歳:7人 計10人)	○ 認定こども園 ・幼保連携型(1)
大 		○認定こども関	○ 認定こども園 ・保育所型(1)※年度中予定	○ 認定こども園 ・幼稚園型(1)
		・幼保連携型(1) ※29.4.1認可済み ➤ 久之浜こども園(久之浜第一幼稚園) (0歳:6人、1・2歳:18人、 3歳(1・2号):25人、 4歳(1・2号):25人、 5歳(1・2号):25人 計99人)		
រ! !! ឃុំ				○ 地域型保育事業 ・小規模保育事業(1)
 ・地域型保育事業 ・小規模保育事業A型(2) ※認可済み ト ひなた保育園(利用定員15人) ト 子供の部屋保育園(利用定員15人) ・事業所内保育事業(1)※認可済み ト ゆしまや保育園(利用定員20人 (地)) 	 ○地域型保育事業 ・家庭的保育事業 (1) ※認可済み ▶ ベビーハウスわたなべ(利用定員5人) ・事業所内保育事業(2) ※認可済み ▶ はなまる保育園(利用定員3人(地)) ▶ パライソエンジェル保育園(利用定員5人(地)) ・小規模保育事業(1) ※認可済み ▶ くるみ保育園(利用定員19人) 	 ○認定こども園 ・幼保連携型(2) ※認可済み ▷ りんごの木(利用定員73人) ▷ 久之浜こども園(利用定員99人) ・幼稚園型(1) ※認定済み(県権限) ▷ なこそ幼稚園(利用定員273人) 	 ○認定ごども園 ・幼保連携型(4) ※30.4.1認可予定 ▶ 平幼稚園(利用定員90人) ▶ 神合こども園(利用定員132人) ▶ 九品寺こども園(利用定員225人) ▶ わかぎ幼稚園(利用定員132人) ・幼稚園型(1) ※30年度後半開設予定 ・保育所型(1) ※30年度後半開設予定 ○地域型保育事業 ・小規模保育事業(4) ▶ 子供の部屋保育園(利用定員19人) 	 ○認定こども園 ・幼保連携型(4) ・幼稚園型(1) ○地域型保育事業 ・小規模保育事業(3)
			 アカシヤ保育園(利用定員19人) たねまき保育園(利用定員10人) ※上記4つのうち1つは30年度中 開設予定 	

1 概要:

次の4園について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)に基づき、市長が幼保連携型認定こども園の認可を行うに当たって、当分科会の意見を伺うもの。

No.	項目	1	2	3	4
1	新施設名称 (現行名称)	平幼稚園 (同)	神谷こども園 (神谷幼稚園)	九品寺こども園 (九品寺附属幼稚園)	わかぎ幼稚園 (同)
2	認可申請日	29.12.28	29.12.28	29.12.28	29.12.28
3	認可予定日	30.4.1	30.4.1	30.4.1	30.4.1
4	施設類型	幼保連携型	幼保連携型	幼保連携型	幼保連携型
5	認可・利用定員 (1~3号) /現利用定員(人)	90/60 (1号のみ)	130/120(1号のみ)	225/(新規)	132/(新規)
6	法人名	学校法人 信栄学園	学校法人 松崎学園	学校法人 明照学園	学校法人 杜の子学園
7	代表者(理事長) 名	丹野 真人	松崎 公子	遠藤 顕道	小名川 睦子
8	施設長(園長)名	同上	佐藤 実智子	遠藤 弘道	同上
9	施設所在地	明治団地 80 番地の 5	平中神谷字南鳥沼 26 番地	平字九品寺町3番地の2	小名浜字下明神町 33 番地 の 1
10	現・施設類型	幼稚園(新制度)	幼稚園(新制度)	幼稚園(旧新制度)	幼稚園(旧新制度)
11	施設整備補助	有り(改築)	有り(改築)	有り(改築)	有り(改築)
12	整備竣工月	30.2	30.3 (予定)	30.3 (予定)	30.1
13	認可基準(市条例) ※の適否	適:別紙参照	適:別紙参照	適:別紙参照	適:別紙参照
14	新類型認可定員/ 現行類型認可定員 (人)	90(認こ)/120(幼稚園)	130(認こ)/120(幼稚園)	225 (認こ) /360 (幼稚園)	132 (認こ) /105 (幼稚園)

※市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等

2 今後の流れ:(「法」とは認定こども園法をいう。)

分科会(3/20) 市(~3月中) 各施設(4/1~)

【分科会での意見聴取】法第17第3項

【県への協議】法第17条第4項

【認可証交付】法第17条第 1項

【認可に基づく事業の実施】

(参考)

●法令抜粋

【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(抄)】

(設置者)

- 、設置者) 第12条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。 (設備及び運営の基準)
- 第13条 都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。)については、当該指定都市等。次項及び第25条において同じ。)は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年いわき市条例第32号)等

(設置等の認可)

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。)の認可を受けなければならない。

2 (略)

3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4 指定都市等の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

(都道府県における合議制の機関) 第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こど も園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

> 市社会福祉審議会条例(平成12年いわき市条例第9号) (専門分科会)

第6条 1~5 (略)

6 児童福祉専門分科会は、法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項の規定により児童福祉に関する事項を調査審議するほか、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務を処理し、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

業務停止命令

認可取消

(保護の展別を担当しては、数と言語と 1.3 世界の子楽像 1.3 世界の子楽像 1.3 世界の日本像 1.3 世界の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	其淮 (冬立比轨 (<u>—</u> 如少畋空七口))	1 平幼稚園	\ \	2 神谷こども園 ┃		3 九品寺こども		
・ 歩き点以上の関係については、表白疾科	基準(条文抜粋(一部省略等あり))	確認内容	適否	確認内容	適否	確認内容	適否	確認内容
- 1学校の運動放射、30人以下。 - 3成型-20人 - 4成型-20人 - 4成型-	・ 満3歳以上の園児については、教育課程	・4 歳児≯1 学級 ・5 歳児≯1 学級	適	・4 歳児≯2 学級 ・5 歳児≯2 学級	適	・4 歳児≯2 学級 ・5 歳児≯2 学級	適	・4 歳児≯2 学級 ・5 歳児≯2 学級
 ・ 効の浸沫性型形により間には、関合及び ・実地端全及が関南 により電影 ・実地端全及が関南 により電影 ・実地端全及が関南 により電影 ・実地端全及が関南 により電影 ・実地端全及が関南 により電影 ・実地端全及が関南 により温度で	・ 1学級の園児数は、30人以下。	・3 歳児≻20 人 ・4 歳児≻20 人	適	・3 歳児≯18 人 ・4 歳児≯19 人	適	・3 歳児≯30 人 ・4 歳児≯30 人	適	・3 歳児≯30 人 ・4 歳児≯20 人
「成りるときは、3 陽陰で以上とすること	・ 幼保連携型認定こども園には、園舎及び		適		適		適	
機能に設ける。ただし、国内会が多の受け (根定) はただし、国内会が多のでは (根定) はたいて、学用するいかき市児福福神能数の設置 (最近) (最近) (最近) (最近) (最近) (最近) (最近) (最近)	情があるときは、3階建て以上とすること	により2階建ての 建築物であること	適	により2階建ての 建築物であること	適	により 2 階建ての 建築物であること	適	により 2 階建ての 建築物であること
成24 年 いわき市条例第 61 号、以下「展	便所(以下「保育室等」という。)は、1階に設ける。ただし、園舎が第15条において準用するいわき市児童福祉施設の設	児室) 及び遊戯室は 1階であることを	適	児室) 及び遊戯室は 1階であることを	適	児室) 及び遊戯室は 1階であることを	適	児室) は 2 階にある ことから、左記の最 低基準条例(ア・
(参考)	成 24 年いわき市条例第 61 号。以下 <u>最</u> 低基準条例」という。)第 24 条第 7 号ア、 イ及びカに掲げる要件を満たすときは保 育室等を 2 階に(中略)に設けることができる。 ・最低基準条例第 24 条第 7 号(抜粋)	階にあることから、 左記の最低基準条 例(ア・イ・カ)に 適合していること		階にあることから、 左記の最低基準条 例(ア・イ・カ)に 適合していること		階にあることから、 左記の最低基準条 例(ア・イ・カ)に 適合していること		いることを確認 ・3~5 歳児室及び 遊戯室は 1 階にあ
 する位置に設けることを原則。 等により、同一敷地内であることを確認 事により、同一敷地内であることを確認 (1):420 m 320+100× (6-2) (3-2) (2):75.24 m 320+100× (92) (2):75.24 m (2):33.3×21人 (3):98×18 人 (2):33.3×21人 (3):98×18 人 (2):33.3×21人 (3):98×18 人 (3):98×12 人 (3):98×14 人 (3):98×18 ム (3):9	イ ・ 常用として屋内階段又は屋外階段のいずれか1つ以上があること ・ 避難用として、次の施設の1つ以上があること ・ ①建築基準法施行令に規定する構造の屋内階段 ・ ②待避上有効なバルコニー ・ ③建築基準法に掲げる準耐火構造の屋外傾斜路 ・ ④屋外階段	H30.2 竣工 ・木造 2 階建 ・準耐火構造		H 30.3 竣工 ・鉄構造 2 階建 ・耐火構造		H30.3 竣工 ・鉄構造 2 階建 ・耐火構造		H30.1 竣工 ・鉄構造 2 階建 ・耐火構造
 た面積以上。 (1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 (2): 75.24 ㎡ (3): 75.24 ㎡ (2): 75.24 ㎡ (3): 75.24 ㎡ (2): 75.24 ㎡ (3): 75.24 ㎡ (3): 75.24 ㎡ (4): 1歳児: 3.3×12 人		等により、同一敷地 内であることを確	適	等により、同一敷地 内であることを確	適	等により、同一敷地 内であることを確		等により、同一敷地 内であることを確
□積	た面積以上。 (1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分	320+100× (3-2)	適	320+100× (6-2)	適	320+100× (6-2)	適	320+100× (5-2)
6 次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。 (1) 乳児室又はほふく室 3.3 平方メートルに満 2 歳未満の園児数を乗じて得た面積 B:園舎面積 = 1,039.38 ㎡ B:園舎面積 = 1,039.38 ㎡ B:園舎面積 = 1,339.32 ㎡ B:園舎面積 = 1,339.32 ㎡ B:園舎面積 = 1,339.32 ㎡ B:園舎面積 = 1,339.32 ㎡ A < B	面積 学級数 面積 (㎡) 1学級 180 2学級以上 320+100×(学級数-2) (2) 満3歳未満の園児数に応じ、次の規	0 · 1 歳児: 3.3×12 人 = 39.6 ㎡ 2 歳児: 1.98×18 人		· 0 · 1 歳児: 3.3×6 人 = 19.8 ㎡ · 2 歳児: 1.98×12 人		・0・1歳児: 3.3×21人 =69.3 ㎡ ・2歳児: 1.98×24人		・0・1歳児: 3.3×24人 =79.2 ㎡ ・2歳児: 1.98×18人
(2) 保育室又は遊戯室 1.98 平方メートル A < B	6 次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。 (1) 乳児室又はほふく室 3.3 平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た	= 495.24 ㎡ B:園舎面積		= 763.56 ㎡ B:園舎面積		=836.82 ㎡ B:園舎面積		=734.84 m ² B:園舎面積
	(2) 保育室又は遊戯室 1.98 平方メートル に満 2 歳以上の園児数を乗じて得た面	<u>A < B</u>		<u>A < B</u>		<u>A < B</u>		<u>A < B</u>

		平幼稚園		神谷こども園		九品寺こども園		わかぎ幼稚園	
	・ 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算し	(1): 400 m²	適		適	(1): 640 m ²	適	(1): 560 m²	適
	た面積以上。 (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大	$(3-3) = 400 \text{ m}^2$		$(6-3) = 640 \text{ m}^2$		ア) $400+80 \times (6-3) = 640 \text{ m}^2$		ア) $400+80 \times (5-3) = 560 \text{ m}^2$	
	きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め	イ)3.3×60 人 =198 ㎡		イ)3.3×112 人 = 369.6 ㎡		イ)3.3×180 人 = 594 ㎡		イ)3.3×90 人 = 297.0 ㎡	
	る面積 学級数 面積(㎡)	ア>イから 400 ㎡		ア>イから 640 ㎡		ア>イから 640 ㎡		ア>イから 560 ㎡	
	子級数国債(m)2学級以下330+30×(学級数-1)3学級以上400+80×(学級数-3)イ 3.3 ㎡に満3歳以上の園児数を乗じ	(2):59.4 m ² 3.3×18 人 =59.4 m ²		(2):39.6 ㎡ 3.3×12 人 =39.6 ㎡		(2): 79.2 ㎡ 3.3×24 人 = 79.2 ㎡		(2):59.4 ㎡ 3.3×18 人 =59.4 ㎡	
	て得た面積 (2) 3.3 ㎡に満2歳以上満3歳未満の園 児数を乗じて得た面積	A:(1)+(2) = 459.4 m ²		A:(1)+(2) =679.6 m ²		A:(1)+(2) =719.2 m ²		A:(1)+(2) =619.4 m ²	
	(参考)条例附則第5項 当分の間、幼稚園を廃止し設置する幼保連携 型認定こども園における園庭の面積は、次に 掲げる面積を合算した面積以上とする。 ・上記(1)ア+(2)	B:園庭面積 =810.5 ㎡ <u>A < B</u>		B:園庭面積 = 926 ㎡ <u>A < B</u>		B:園庭面積 = 928 ㎡ <u>A < B</u>		B:園庭面積 = 630.1 ㎡ <u>A < B</u>	
第 7 条	(設備の基準) ・ 園舎には、次に掲げる設備(乳児室又は ほふく室については、満2歳未満の保育を 必要とする子どもを入園させる場合に限 る。)を備えなければならない。ただし、	・図面及び実地調査 により各設備を確 認 ■職員室	適	・図面及び実地調査 により各設備を確 認 ■職員室	適	・図面及び実地調査 により各設備を確 認 ■職員室	適	・図面及び実地調査 により各設備を確 認 ■職員室	適
	特別の事情があるときは、保育室と遊戯室 及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用す ることができる。 (1)職員室 /(2)乳児室又はほふく室 (3)保育室 /(4)遊戯室 /(5)保健室	■乳児室又はほふ く室 ■保育室 ■遊戯室(専用) ■保健室(職員室に		■ 乳児室又はほふ く室 ■ 保育室 ■ 遊戯室(専用) ■ 保健室(職員室		■乳児室又はほふく室■保育室■遊戯室(専用)□保健室		■乳児室又はほふ く室 ■保育室 ■遊戯室(専用) ■保健室(職員室に	
	(6)調理室 /(7)便所 (8)飲料水用設備、手洗用設備及び足洗 用設備	隣接) ■調理室 ■便所 ■飲料水用設備、手 洗用設備及び足洗 用設備		内) ■調理室 ■便所 ■飲料水用設備、手 洗用設備及び足洗 用設備		■調理室 ■便所 ■飲料水用設備、手 洗用設備及び足洗 用設備		隣接) ■調理室 ■便所 ■飲料水用設備、手 洗用設備及び足洗 用設備	
	・ 園児に対する食事の提供について、幼保 連携型認定こども園内で調理する方法に より行う園児数が 20 人に満たない場合に おいては、当該食事の提供を行う幼保連携 型認定こども園は、第1項の規定にかかわ らず、調理室を備えないことができる。こ の場合において、当該幼保連携型認定こど も園においては、当該食事の提供について 当該方法により行うために必要な調理設 備を備えなければならない。	・1号認定こどもへの提供も行う予定の提供も行う予定のため、食事を提供する園児数は20人以上となり、調理室が必要となるが、での整備及び必要ないでの整備及び必要な強に必要な強を確認	適	・1号認定こどもへの提供も行う予定のため、食事を提供する園児数は20人以上を設定した。 以上とないでの 改一での でいるが でいる でいる を備及び を確認	適	・1号認定こどもへの提供も行う予定のため、食事を提供する園児数は20人以上となるが必要となるが施設についての整備及び必要ないで必要な確認	適	・1号認定こどもへの提供も行う予提供も行うを提供を多いのため、食事を提供する関門数は 20 以上となり、調理、が必要となるが、の数備及びの要備を確認	
	・ 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用 設備と区別して備えなければならない。	・実地調査により確認	適	・実地調査により確認	適	・実地調査により確 認	適	・実地調査により確 認	適
	 次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。 (1) 乳児室又はほふく室 3.3 ㎡に満2歳未満の園児数を乗じて得た面積 (2) 保育室又は遊戯室 1.98 平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積 	【乳児室(0歳児室)】: 25.11 m ¹ ① 3.3×6人 = 19.8 m ² <①【1歳児室(ほふく室)】: 32.92 m ² ② 3.3×6人 = 19.8 m ² <②【2歳児室】: 43.69 m ³ ① 1.98×18人 = 35.64 m ² <①【3歳児室】: 45.48 m ⁴ ④ 1.98×20人 = 39.6 m ² <④【4歳児室】: 43.68 m ⁶ ⑤ 1.98×20人 = 39.6 m ² <⑤【5歳児室】: 43.68 m ⁶ ⑥ 1.98×20人 = 39.6 m ² <⑥	適	【乳児室・ほふく室】: 40.5 ㎡① 3.3×3人(0歳) = 9.9 ㎡ア 3.3×3人(1歳) = 9.9 ㎡イア+イ=19.8 ㎡ (1) 【2歳児室】: 32.66 ㎡② 1.98×12人 = 23.76 ㎡ (2) 【3歳児室】: 112㎡(2室合計) ③ 1.98×36人 = 71.28 ㎡ (3) 【4歳児室】: 112㎡(2室合計) ④ 1.98×38人 = 75.24 ㎡ (4) 【5歳児室】: 112㎡(2室合計) ⑤ 1.98×38人 = 75.24 ㎡ (2) [5 歳児室】: 112㎡(2 室合計) ⑤ 1.98×38人 = 75.24 ㎡ (5)	適	【乳児室・ほふく室】 : 71.87 ㎡① 3.3×9人(0歳) = 29.7 ㎡ア 3.3×12人(1歳) = 39.6 ㎡イア+イ=69.3 ㎡ <① 【2歳児室】: 73.37 ㎡(2室合計)② 1.98×24人 = 47.52 ㎡<② 【3歳児室】: 123.82 ㎡(2室合計)③ 1.98×60人 = 118.8 ㎡<③ 【4歳児室】:121.01 ㎡(2室合計)④ 1.98×60人 = 118.8 ㎡<④ 【5歳児室】:123.32 ㎡(2室合計)⑤ 1.98×60人 = 118.8 ㎡<⑤	適	【乳児室・ほふく室】 : 79.35 ㎡① 3.3×6人(0歳) = 19.8 ㎡ア 3.3×18人(1歳) = 59.4 ㎡イア+イ=79.2 ㎡ <① 【2歳児室】: 62.97 ㎡② 1.98×18人 = 35.64 ㎡ <② 【3~5歳児室】: 193.43 ㎡ (オープンスペース)③ 1.98×90人(3~5歳) = 178.2 ㎡ <③	適

		平幼稚園		神谷こども園		九品寺こども園		わかぎ幼稚園	
	・ 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、規則で定める設備を備えるよう努めなければならない。 市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第2条条例第7条第7項の規則で定める設備は、次に掲げるものとする。 (1)放送聴取設備/(2)映写設備/(3)水遊び場 (4)園児洗浄用設備/(5)図書室/(6)会議室	(努力義務) ■放送聴取設備 ■映写設備 ■水遊び場 ■園児洗浄用設備 ■図書室(図書コーナー) ■会議室(兼応接室)	適	(努力義務) ■放送聴取設備 ■映写設備 ■水遊び場 ■園児洗浄用設備 ■図書室(図書コーナー) ■会議室(兼応接室)	適	(努力義務) ■放送聴取設備 ■映写設備 ■水遊び場 ■園児洗浄用設備 ■図書室(図書コーナー) ■会議室(兼応接室)	適	(努力義務) ■放送聴取設備 ■映写設備 ■水遊び場 ■園児洗浄用設備 ■図書室(図書コーナー) □会議室	適
第8条	(園具及び教具) ・ 幼保連携型認定こども園には、学級数及 び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健 衛生上並びに安全上必要な種類及び数の 園具及び教具を備えなければならない。	・実地調査により確認・指示済 ■ピアノ等の楽器、 その他教具 ■薬箱等の設置 ■その他(AED)	適	・実地調査により確 認・指示済 ■ピアノ等の楽器、 その他教具 ■薬箱等の設置 ■その他(AED)	適	・実地調査により確 認・指示済 ■ピアノ等の楽器、 その他教具 ■薬箱等の設置 ■その他(AED)	適	・実地調査により確 認・指示済 ■ピアノ等の楽器、 その他教具 ■薬箱等の設置 ■その他(AED)	適
第 9 条	(職員の配置の基準) ・ 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。	・クラス編成表・職員名簿等により確認	適	・クラス編成表・職員名簿等により確認	適	・クラス編成表・職 員名簿等により確 認	適	・クラス編成表・職 員名簿等により確 認	適
	・ 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、別表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数を合算した数以上の数とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。(条例別表) 園児 員数(人) 満1歳未満 おおむね3人につき1人 おおむね6人につき1人 おおむね6人につき1人 おおむね20人につき1人 おおむね30人につき1人 おおむね30人につき1人	・利用定員における 必要職員数 年齢	適	・利用定員における 必要職員数 - 年	適	・利用定員における 必要職員 年齢 数 数 数 数 の 9 3.0 1・2 36 6.0 3 60 3.0 4・5 120 4.0 合計 名等員職 でのフ基をのフ基をのフまをのフまを確認し、チンスののでは、チンスののでは、チンスののでは、チンスののでは、チンスののでは、チンスのでは、カンスのでは、カンないでは、カンスのでは、カンない	適	・利用定員における 必要職員数 年	適
	・ 幼保連携型認定こども園には、調理員を 置かなければならない。ただし、第 15 条 において準用する最低基準条例第 25 条の 規定により、調理業務の全部を委託する幼 保連携型認定こども園にあっては、調理員 を置かないことができる。	・自園調理 ・調理業務は委託 (契約書写し及び 業務分担表を確認) ・献立:市が作成し たものを参考にす る予定	適	・自園調理 ・調理業務は委託 (契約書写し及び 業務分担表を確認) ・献立:市が作成し たものを参考にす る予定	適	・自園調理 ・調理業務は直営。 調理員(7人)の配 置を確認 ・献立:市が作成し たものを参考にす る予定	適	・自園調理 ・調理業務は直営。 調理員(2人)の配 置を確認 ・献立:市が作成し たものを参考にす る予定	適
	幼保連携型認定こども園には、規則で定める職員を置くよう努めなければならない。 規則第3条 条例第9条第5項の規則で定める職員は、次に掲げるものとする。 (1) 副園長又は教頭 (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 (3) 事務職員	(努力規定) ■副園長又は教頭 □主幹養護教諭・養護教諭・養護助教諭 ■事務職員	適	(努力規定) ■副園長又は教頭 □主幹養護教諭・養 護教諭・養護助教諭 ■事務職員		(努力規定) ■副園長又は教頭 □主幹養護教諭・養 護教諭・養護助教諭 ■事務職員		(努力規定) ■副園長又は教頭 □主幹養護教諭・養 護教諭・養護助教諭 ■事務職員	

		平幼稚園		神谷こども園		九品寺こども園		わかぎ幼稚園	
第10条	 (教育及び保育を行う期間及び時間) 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。 (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。 (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を含む。)は、1日につき8時間を含む。 	・運営規程、年間行 事予定表などによ り確認	適		適	・運営規程、年間行事予定表などにより確認	適		適
第11条	(子育大学型学をも、 (子育な) ・ (大変) ・ (のうち、①を実施する予定であること を確認 (参考) ・その他、子ども・ 子育て支援法第59		・のるを (・子条域援保預事 ・のるを (・子条域援保預事 ・のるを (・子条域援保預事 ・のるを ・子条域援保預事 ・のるを ・子条域援保預事 ・のるを ・子条域援保預事 ・りょう ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	適	・たのるを (・子条域援保預事 ・ のるを (・子条域援保預事	適	・・のるを (・子条域援保預事 ・・のるを (・子条域援保預事 ・・のるを (・子条域援保預事 ・・のるを ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	通

地域型保育事業の認可について

1 概要:

次の3園について、児童福祉法に基づき、市長が家庭的保育事業等の認可を行うにあたり審議会の意見を伺うもの。

No.	項目	1	2	3
1	新事業所名称 (現行名称)	子供の部屋保育園※下のNo.15 参 照(同)	アカシヤ保育園	たねまき保育園 (キャンディきっず)
2	認可申請日	29.12.28	29.12.28	29.12.28
3	認可予定日	30.4.1	30.4.1	30.4.1
4	事業類型	小規模保育事業A型	小規模保育事業A型	小規模保育事業A型
5	認可・利用定員/ 現利用定員(人)	19/19	19/(新規)	10/(新規)
6	法人名等	株式会社 こどもの部屋	社会福祉法人 慈育会	(個人立)
7	代表者(理事長) 名	渡部 まさ子	桑原 誓史	山野辺 みゆき
8	施設長(園長)名	茅島 正照	伊藤 恵美	同上
9	施設所在地	平愛谷町2丁目7番地の7	小名浜大原小滝町 19 番地の 7	常磐上湯長谷町五反田 56 番地の 26
10	現・施設類型	小規模保育事業A型	(新規開設)	認可外保育事業所
11	施設整備補助	なし(自己資金で設置)	なし(自己資金で設置)	なし(自己資金で設置)
12	施設竣工月	28.12	29.11	30.2
13	認可基準(市条例) ※の適否	適:別紙参照	適:別紙参照	適:別紙参照
14	新類型認可定員/ 現行類型認可定員 (人)	19/19	19/(新規)	10/(新規)
15	備考	H27.4.1 より個人立の小規模 A だが、今般法人立(会社)へ移行		

※市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等

2 今後の流れ:(「法」とは児童福祉法をいう。)

分科会 (3/20)

市(~3月中)

各施設 (4/1~)

【分科会での意見聴取】法第34の15第4項

【認可証交付】法第34条の15第2項

【認可に基づく事業の実施】

(参考)

●法令抜粋

【児童福祉法】

(家庭的保育事業等)

- 第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。
- 2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。
- 3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる 基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければなら ない。

- 4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては 児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を<u>聴かなければならない。</u> 5~6 (略)
- 5~6 (略)
- 7 国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

(設備及び運営の基準)

- 第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。
- 3 家庭的保育事業等を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年いわき市条例第34号)等

	川紙) Eな基準と確認内容及び項目ごとの基準※ T		事業		集準を				
条項等	基準(条文抜粋(一部省略等あり))	1 子供の部屋保育園 確認内容	適	2 アカシヤ保育園 確認内容	適	3 たねまき保育園 確認内容	適		
第 5条	(保育所等との連携) ・ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供される	次の法人と協定済み ・ 社会福祉法人 高月会 ・ たかつき保育園 (平字六人町 26-30)	否 適	同じ法人が運営する保 育所を連携施設に設定済 ・ 社会福祉法人 慈育会 ・ 愛宕保育園 (小名浜字鳥居北 55-3)	商	次の法人と協定済み	適		
	よう、次に掲げる事項(左の①~③)に 係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は 認定こども園(以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。	【連携施設とは・・】(次の条件(機能)を満たし、事業所と施設の間で協定を結んだもの。また、連携施設は複数設可能であるほか、1つの施設が複数の地域型保育事業所の連携施設になることも可能。なお、31年度までは設定しなく認可可能とする経過措置があるも、設定するまで間公定価格における減算対象となる。) ①集団保育の機会の提供や地域型保育事業者に対する相談・助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと②代替保育(保育者の急病などの際に連携施設で子どもを預かる又は職員を派遣すること) ③卒園後の受け皿(地域型保育事業が0~2歳のみの保育事業であるため、3歳(満3歳となった年の年度末以降)の受施設となること)							
第16条第1項	(食事) ・ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に 食事を提供するときは、 <mark>家庭的保育事業</mark> 所等内で調理する方法により行わなけれ ばならない。	・ 施設内に調理室を設け、 調理員(調理師・栄養士免 許あり)を確保し、自園調 理による給食の提供を行う ことを確認。(献立は市が作 成したものをベース)	適	・ 施設内に調理室を設け、 調理員(栄養士免許あり) を確保し、自園調理による 給食の提供を行うことを確 認。	適	・ 施設内に専用の調理設備 を設け、調理員(栄養士免 許あり)を確保し、自園調 理による給食の提供を行う ことを確認。(献立は市が作 成したものをベース)			
第29条第1号	(設備の基準) ・ 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。	(別紙見取図参照) ・ 見取り図及び現地調査等 により、各室等の設置を確認	適	・ 見取り図及び現地調査等 により、各室等の設置を確 認	適	・ 見取り図及び現地調査等 により、各室等の設置を確 認	適		
同条第2号	・ 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。	・見取図上:「保育室①」+「保育室②の一部」 ・有効面積:A:30.75 ㎡+12.15 ㎡=42.9 ・予定人数:0・1歳:13人 ・必要面積:B:42.9 ㎡ (A>=B)		・見取図上:「保育室1」+「保育室2」 ・有効面積:A:45.54 ㎡+28.98 ㎡=74.52 ㎡ ・予定人数:0・1歳:12人 ・必要面積:B:39.6 ㎡ (A>=B)		・見取図上:「保育室2の一部」 ・有効面積:A:33.95 ㎡ ・予定人数:0・1 歳:7 人 ・必要面積:B:23.1 ㎡ (A>=B)	適		
同条第4号	・ 満2歳以上の幼児を入所させる小規模 保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、 屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋 外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号 並びに第34条第4号及び第5号におい て同じ。)、調理設備及び便所を設ける と。	・ 見取り図及び現地調査等 により、各室等の設置を確 認	適	・ 見取り図及び現地調査等 により、各室等の設置を確 認(別途遊戯室 43.88 ㎡あ り)	適	・ 見取り図及び現地調査 等により、各室等の設置を 確認	適		
同条第5号	・ 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1人につき 1.98 平方メートル以上、屋外 遊戯場の面積は同号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。	 ・見取図上:「保育室②の一部」 ・有効面積 A:35.1 ㎡ ・予定人数 6 人 ・必要面積 B:11.88 ㎡ (A>=B) 【屋外遊戯場】 ・面積 47 ㎡ ・必要面積 19.8 ㎡ 	適	 ・見取図上:「保育室 3」 ・有効面積 A: 29.6 ㎡ ・予定人数 7人 ・必要面積 B: 13.86 ㎡ (A>=B) 【屋外遊戯場】 ・面積 28.27 ㎡ ・必要面積 23.1 ㎡ 	適	 ・有効面積 A:10.85 m²(上記の0・1歳室の差分) ・予定人数 3人 ・必要面積 B:5.94 m²(A>=B) 【屋外遊戯場】 ・面積(代替地) 6,626.95 m² 			
第30条第2項	(小規模保育事業所A型の職員の配置の基準) ・ 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人(≥3:1) (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人(≥6:1)	●利用定員:19人で設定 (30.4.1 時点の利用予定児数は、0歳児・6人、1・2歳児・13人(合計19人) 入 利用 必要 4.1時 必要	適	●利用定員:19人で設定 (30.4.1 時点の利用予定児数は、0歳児・6人、1・2歳児・13人(合計19人) 八 利用 必要 4.1時 必要 点 土数	適	・必要面積 9.9 m 9.9 m 9.9 m 9.9 m 9.0	適		
		▶利用定員上限ベースでも、 認可事業開始時点ベースで も、認可基準を満たすことを 確認		▶利用定員上限ベースでも、 認可事業開始時点ベースで も、認可基準を満たすことを 確認		▶利用定員上限ベースでも、 認可事業開始時点ベースで も、認可基準を満たすことを 確認			

認定こども園・新制度幼稚園・地域型保育事業に係る確認について

1 平成 30 年 4 月 1 日付け確認施設・事業所一覧:(全 12 施設・事業所(保育所 1 園、幼保連携型認定こども園 4 園、小規模保育事業所 3 園、新制度幼稚園 4 園))

資料1-7

≫次の施設・事業者について、子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付費・地域型保育給費を交付する等のため、市長が利用定員を定めて確認を行うのに先立ち、分科会の意見を伺うもの。 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 計画区域 平地区 勿来・田人地区 小名浜地区 常磐・遠野地区 施設名称 九品寺こども 神谷こども園 九品寺附属 子供の部屋 勿来リズム学 いわき市立 平幼稚園 (旧名称) 園(九品寺附 わかぎ幼稚園 かしま幼稚園 アカシヤ保育園 ほうとく幼稚園 たねまき保育園 園幼稚園 豊間保育園 (神谷幼稚園) 平窪幼稚園 保育園 属幼稚園) 29.12.28 確認申請日 29.12.28 29.12.28 29.12.28 29.12.28 29.12.28 29.12.28 29.12.28 29.12.28 29.12.28 29.12.28 施設類型 幼保連携型認 幼保連携型認 新制度幼稚園 新制度幼稚園 新制度幼稚園 小規模保育事 保育所 (同) 幼保連携型認 小規模保育事 幼保連携型認 新制度幼稚園 小規模保育事 定こども園 定こども園 定こども園 (旧制度幼稚 業A型(同) 定こども園 (旧制度幼稚 業A型(新規) (旧制度幼稚 (旧制度幼稚 業A型(市届 (現・類型) 園) 園) 園) 園) (新制度幼稚 (新制度幼稚 (旧制度幼稚 (旧制度幼稚 出済 認可外 園) 園) 保育施設) 平中神谷字南 所在地 平薄磯字南作 明治団地80-5 平九品寺町 平中平窪字杉 平愛谷町二丁 小名浜大原小 勿来町関田北 後田町石田34 小名浜字下明 鹿島町走熊字 常磐上湯長谷 62 鳥沼26 3-2 内27-2 神町33-1 渡折19-1 滝町19-7 作115 目7-7 町五反田56-26 設置主体 いわき市 学校法人 学校法人 学校法人 学校法人 株式会社 学校法人 学校法人 社会福祉法人 学校法人 学校法人 (個人立) こどもの部屋 信栄学園 松崎学園 明照学園 明照学園 杜の子学園 新妻学園 慈育会 勿来リズム学園 宝徳学園 代表者 清水敏男 桑原誓史 丹野真人 松崎公子 遠藤顕道 遠藤顕道 渡部まさ子 小名川睦子 新妻英昭 根本克行 生駒祐健 山野辺みゆき 園長 (予定) 同上 佐藤実智子 同上 同上 同上 同上 遠藤弘道 遠藤弘道 茅島正照 伊藤恵美 同上 合計(人) **50** 90 130 225 60 19 132 180 19 80 90 10 1号 計 30 56 120 60 36 180 80 90 _ _ 今回設定しようとする利用定員 5才 34 10 18 40 20 12 54 30 4 才 10 18 40 20 12 54 20 30 3才※1 20 30 10 40 20 12 72 26 2号 計 30 30 56 60 54 _ 5才 10 20 20 18 10 4才 10 20 20 18 10 ___ 20 18 3才 10 10 16 3号 計 42 10 20 30 18 45 19 19 _ 3 2才 7 18 12 24 6 18 7 1才 7 6 3 12 7 18 4 6 3 6 3 6 6 9 6 0才 6 市計画整合適 否(次ページ 適 適 適 適 適 適 適 適 適 適 適 適 参照) 確認基準※2 適 適 適 適 適 適 適 適 適 適 適 適 適否 29年度利 48 113 167 65 25 174 76 用児数 111 21 (認可外) $\times 3$ 30.4.1利 【参考】 71 52 137 178 80 9 21 138 210 19 94 用予定人 16 数×4 現施設等 S 29 S 56 S 49 S 57 H27 S 31 S 55 S 27 S 34 S 2 の認可年 現施設の 50 120 360 19 105 200 80 200 120 100 認可定員

※1 満3歳児を含む / ※2 いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等(次ページ参照) / ※3 幼稚園は29.5.1在籍数、その他は30.2.1時点 / ※4 30.3.6時点

【参考】: こどもみらいプランにおける需給計画との整合チェック(30.4.1 時点における数値)

- ①表中、量の見込・確保方策(現行値)について、29 年度実施の意向調査結果を踏まえた、29.7 開催第3回会議資料に提示した30 年度末時点の数値を原則的に使用。
- ②今回 30 年度当初の数値を表示するため、「今回増減値」は、第3回会議以降から 30.4.1 の間に変更が生じた分を掲載して「需給バランス」を表示

≫前ページの施設等の利用定員を加味した各地区(計画区域ごと)の需給バランスは次の表のとおりであり、需給計画上はいずれも適と判断するもの

> H1 . > -> 1/16	HX 13 -0 1 3713	,C)(C)	ALO ICE	<u> </u>			TH P			, , ,	/ m / H H I I		<i>,</i> 100 ~	- 132/12	0 0 .0							
		3	平地区				小	名浜地区				勿来	・田人地	<u>×</u>			常磐	・遠野地	<u>×</u>			
	1号	2	号	3	号	1号	2号 3号			1号	2	号	3	号	1号	2	2号 3号		号			
	3~5	教育	保育	1 · 2	0歳	3~5	教育	保育	1 · 2	0歳	3~5	教育	保育	1 · 2	0歳	3~5	教育	保育	1 · 2	0歳		
	歳	希望		歳		歳	希望		歳		歳	希望		歳		歳	希望		歳			
		3~	5歳				3~5点	₹				3~5点	3~5歳				3~5歳	₹				
量の見込(A)	A) 890 49		893	676	161	745	416	673	431	106	525	293	471	405	88	511	286	385	265	49		
確保方策(B)	3) 1,367 165 913 665 193		1,096	129	667	423	100	835	120	467	311	78	890	0	397	246	76					
現行値	1,337	241	843	658	190	992	189	667	447	100	850	120	467	326	86	890	0	397	244	76		
今回増減値	+30	-76	+70	+7	+3	+104	-60	0	- 24	0	-15	0	0	-15	-8	0	0	0	+2	0		
需給バランス	477	▲327	20		22	351	▲287		4.0	۸.6	310	▲173				379	▲286	4.2	. 10	27		
(B-A)		150	20	▲11	32		64	▲ 6	▲ 8	▲ 6		137	▲ 4	▲ 94	▲10		93	12	▲19	27		
※今回増減値	・市立豊	間保育園(の再開や紹	力保連携	型認定	・幼保連	隽型認定。	こども園	(1園)	や小規	・新制度	幼稚園 1	園において	て、今回	の利用	・今回認	可予定の	小規模保	育事業所につい			
の主な理由	こども園が3園増となるものの、保育所					模保育事	業所〔1[園)の増れ	があるも	のの、	定員を▲1	L5 で見直	したもの			て、29 年	度実施の	意向調査	時点から	3号の		
	認定こども園の移行見送り(1園)に伴					依然不足	-	•			・3 号分に					1・2歳0	D利用定員	を見直し	を見直したことによる増			
	減など					稚園1園					園等が開設される見込みであり、不足分の				足分の							
						1・2歳!	見の不足に	は改善さ∤	ιる見込	み	改善を図ってゆく予定											

【参考】:確認基準における主なチェック項目▶前ページの施設等につき次のチェックを実施し、いずれも適と判断するもの

条項	項目	内容	条項	項目	内容
第4条	利用定員	・認定こども園・保育所は20人以上の設定であるか	第16条	評価	・自己評価を行う(義務規定)ほか、定期的に外部の者による評価(努力
第37条		・小規模保育事業A型は6人以上19人以下の設定であるか	第45条		規定)を受けて結果を公表し改善を図ることを理解しているか
第5条	内容及び手	・運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他利用申込者	第17条	相談・援助	・子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども
第38条	続の説明及	の保育の選択に資すると認められる「重要事項を記した文書」等を作			又は保護者の相談に適切に応じ、必要な助言等を行う立場にあることを理
	び同意	成しているか(予定があるか)			解しているか
		・利用者の同意(利用の意思確認)の確認手法について	第20条	運営規程	・運営規程を定めている(規則に規定する次の事項が適切に記載されてい
第6条	選考等	・1号認定子どもについて、定員を超えて利用申し込みがあった際の	第46条		る) か
		選考方法を定め、保護者に明示しているか			▶施設の目的及び運営の方針/提供する特定教育・保育の内容/職員の職 ┃
第9条	支給認定の	・支給認定を受けていない保護者からの利用申し込み等があった際、			┃種、員数及び職務の内容/特定教育・保育を行う日(1号定員設定がある ┃
	申請に係る	支給認定の申請に係る必要な援助を行っているか			施設は学期を含む)及び時間並びにその提供を行わない日/利用者負担そ
	援助				の他の費用の種類、支払を求める理由及びその額/利用定員/利用開始及
第13条	利用者負担	・上乗せ又は実費徴収を設ける場合、運営規程等に明示されているか			び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項/緊急時等における
第43条	額等の受領	・入園料を設定していないか(幼稚園・認定こども園)			対応方法/虐待の防止のための措置に関する事項/その他施設の運営に関
第15条	取扱方針	・次に掲げる類型ごとに、当該類型に定めるものに基づいて特定教育・			する重要事項
第44条		保育を提供すること	第21条	勤務体制の	・適切な教育・保育を提供できる勤務体制(職員の確保)が整っているか
		→幼保連携型認定こども園:幼保連携型認定こども園教育・保育要領	第47条	確保	
		→幼稚園:幼稚園教育要領	第32条	事故発生の	・事故発生の防止ための指針等が整備されているか
		▶保育所・地域型保育事業所:保育所保育指針		防止及び発	・賠償責任保険等へ加入しているか(予定があるか)
				生時の対応	

2 今後の流れ:(「法」とは子ども・子育て支援法をいう。)

分科会 (3/20)

市長(3月中)

各施設(4/1~)

【分科会の意見聴取】(利用定員) 法第31第2項 【県との協議(施設のみ)】(利用定員) 法第31条第3項

【確認】 法第27条第1 項 【公示等】 法第 27 条第 1 項 利用定員に基づく単価等に よる市への請求(4月分~)

※特定地域型保育事業においても上記と同様の規定あり(ただし、県知事協議は不要)

【参考】法令抜粋:

【子ども・子育て支援法(抄)】

(施設型給付費の支給)

第27条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、<u>市町村長(特別</u>区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(~中略~)に要した費用について、施設型給付費を支給する。

(特定教育・保育施設の確認)

- 第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。)を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。
- 一 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に 掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき は、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援 に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとすると きは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければな らない。

(公示)

- 第41条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称、当該特定教育・保育施設の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。
- 一 第27条第1項の確認をしたとき。

※特定地域型保育事業においても上記と同様の規定あり(ただし、県知事協議は不要)